

農林水産商工委員会資料

(農林水産部・商工労働部共管分)

■ 主要施策の概要及び課題について

…P1～3

■ 報告事項

①米国の関税措置に係る対応等について

…P4～6

令和7年5月21日・22日

農 林 水 産 部
商 工 労 働 部

主要施策の概要及び課題

(農林水産部・商工労働部共管分)

【主要施策の概要及び課題】

〔しまねブランド推進課〕

1. 事業名 地域資源を活かした産業の振興

2. 事業費 199,402千円

3. 事業概要

第1次産業から第3次産業まで関わる食品製造事業者の経営基盤強化や販路拡大に向けて、それぞれに抱える経営課題に合わせた段階的な支援メニューの充実や、商品力の向上に取り組む事業者への支援体制の強化により、地域での経済循環の仕組みづくりを推進する。

島根の工芸品の魅力が伝わるよう情報発信を強化することなどにより、伝統工芸品製造事業者の競争力強化と後継者の確保・育成を図る。

【成果目標】

○しまね県産品パートナー店における県産品の取扱額

令和5年度 782百万円 → 令和11年度 934百万円

○新たな販路開拓に取り組む伝統工芸品製造事業者数

令和5年度 68件 → 令和11年度 101件

(1) 食品産業の振興〔185,675千円〕

○強くしなやかな食品産業づくり事業

- ・食品製造事業者の経営基盤強化や課題解決を目的としたアドバイザー派遣や、県産原材料の調達拡大等の波及効果をもたらす取組に対する支援等により、地域経済を牽引する中核的事業者を育成
- ・複数の県内事業者が連携して地域産品の認知度向上・販路開拓を進める取組を支援

○加工食品外貨獲得支援事業

- ・展示・商談会への出展支援及び県産品を積極的に取り扱う「しまね県産品販売パートナー店」を中心とした商品斡旋強化並びに島根フェア開催等による認知度向上を通じた県外販路開拓・拡大の推進
- ・経営、商品開発から商品提案方法までを学ぶ講座を開催し、売れる商品づくりを支援

(2) 伝統工芸の振興〔13,727千円〕

○未来へつなぐ工芸品総合振興事業

- ・県外で開催される展示商談会等への出展及び販売促進活動等の専門家招聘の取組を支援
- ・伝統技術・技法を継承するための後継者確保・育成を支援

4. 課題

食品・飲料製造業は、小規模事業者が多く、単独での経営基盤強化や販路の確保・拡充などといった経営課題解決への取組が難しい状況。伝統工芸は、生活様式や価値観の変化により、魅力が伝わりにくくなることなどによる販売額の減少や、後継者の確保などが課題。付加価値の高い商品づくりへの支援や情報発信などを強化する対策が必要。

また、首都圏のアンテナショップ「日比谷しまね館」でのテストマーケティングや、「日比谷しまね館」及び「物産観光館」の売上等の情報を収集する「島根県アンテナショップ売上情報等収集分析システム」（令和6年度構築）を活用した顧客ニーズの把握、商品のブラッシュアップに向けた取組の推進が必要。

【主要施策の概要及び課題】 【しまねブランド推進課海外展開支援室】

1. 事業名 海外展開支援

2. 事業費 218,306千円

3. 事業概要

海外での事業展開や輸出等により海外需要を取り込もうとする企業を支援するとともに、県内唯一の国際貿易港である浜田港を利用した貿易の拡大を図る。

【成果目標】

- ・貿易企業数 R5：112社 → R11：122社
- ・コンテナ数 R6：4,654TEU → R11：7,000TEU
※TEU：20フィートコンテナで換算したコンテナの数量を表す単位
- ・県の支援を受けて海外進出した企業数 R6 4社 → R11 10社

(1) 海外展開促進支援事業 [61,747千円]

- ①関係機関と連携した県内企業の貿易支援
 - ・しまね産業振興財団、ジェトロ島根と連携したワンストップの企業支援
 - ・境港貿易振興会と連携したポートセールス
- ②食品の輸出販路開拓支援
 - ・現地コーディネーターへの業務委託による販路拡大
 - ・輸入バイヤー招聘による県内商談会、海外現地フェアの開催等
 - ・国内開催の輸出専門展示会に島根ブースを出展【拡充】

(2) 浜田港ポートセールス推進事業 [68,547千円]

浜田市と連携し、浜田港振興会のポートセールス活動を支援

- ①国際航路利用促進
 - ・輸出入貨物の増加に向けた荷主等への支援
- ②トライアル輸出入支援事業
 - ・新規貨物を創出するための物流試験等の取組を支援
- ③浜田港国際定期航路安定化（複数便化）推進事業
 - ・他港から浜田港の利用へ転換して貨物の輸出入を行う荷主等への支援

(3) しまね海外ビジネス展開支援事業 [88,012千円]

- ①島根・ビジネスサポート・オフィス（タイ・バンコク）の運営
 - ・県内企業への情報提供やアドバイス、現地サポートを実施
- ②グローバル戦略構築支援事業
 - ・海外展示会への出展、タイ国立大学と連携したマッチングイベントの開催等
- ③しまね海外市場獲得等促進支援事業
 - ・県内企業の海外への事業展開や販路開拓に向けた取組を支援
- ④ASEAN 招聘商談会支援事業【新規】
 - ・ASEAN 企業等を招聘し、県内企業が国内で海外企業のニーズに直接触れる機会（製造業向け展示会、県内での商談会）を創出
- ⑤JETRO バンコク（タイ）への職員派遣
 - ・JETRO との連携強化及び多様な海外展開支援スキルを習得した職員を育成

4. 課題

- ・県産品（農林水産品及び加工食品）の輸出額は過去最高を更新したが、昨今の円安基調の為替環境なども追い風に、より多くの事業者・製品の輸出促進を図る必要がある。
- ・為替環境などの影響から近年県内企業の海外進出は低調に推移しており、タイの支援拠点を含めた県の支援のあり方等を再検討する必要がある。
- ・浜田港の国際コンテナ貨物取扱量は過去最高を更新したが、R3の定期航路の減少（週2便→週1便）以降、納期を優先する貨物の取り込みができておらず、貨物増加の取組強化に加え、船社への寄港回数の増の働きかけを強めていく必要がある。

米国の関税措置に係る対応等について

1. 米国関税措置の概要

- ・ 米国が、貿易収支の改善などを目的として、輸入国に対して、追加関税や相互関税の実施を4月3日に表明し、現在、各国が個別に交渉等により対応している。
 - ・ この関税措置により、日本経済や産業にも、輸出産業を中心として収益悪化などの影響が想定され、県内にも広く影響が及ぶことが懸念されている。
- 米国の関税措置（主なもの）
- ・ 全ての国からの輸入自動車（完成車）に25%の関税措置を実施（4月3日）
 - ・ 相互関税として、輸入品（一部対象外品目あり）に一律10%の追加関税措置を実施（4月5日）
さらに、14%の上乗せ措置を表明したが、90日間の適用停止（4月10日～）
 - ・ 自動車部品への追加税率25%を実施（一部軽減措置あり）（5月3日）

2. 県内事業者への影響

（1）島根県における米国向け輸出の現状

米国向け輸出実績額：12,126百万円（構成比：3.9%、国別順位：第4位）

主な輸出品目（HSコード※）	輸出額（百万円）
機械、電気機器及び同製品並びに部分品	7,927
卑金属及び同製品（鉄鋼等）	2,912
調整食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ	495
車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	373
動物及び動物性生産品、植物性生産品のうち農林水産物	14

※ HSコード：HS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）に基づき定められた、輸出入の際に商品を分類する世界共通のコード番号

（出典）島根県海外展開概況調査報告書2023（島根県商工労働部）

- ・ 調査対象期間：2023年（令和5年）1月～12月（毎年実施）
- ・ 対象企業等：島根県内に本社または事業所を有する企業等
- ・ 調査依頼件数：540件 有効回答：349件（64.6%）うち、貿易実績あり234件

※ 県が行った任意のアンケート調査に基づくものであり、島根県の貿易全体を網羅しているものではない。

（2）商工業者への影響

- ・ 特別相談窓口への相談が少数である中、米国への輸出額の大きい企業（機械金属、食品等の製造業）や、自動車産業などの輸出企業に部品を供給している企業に、個別に聞き取り調査を実施

○ 調査期間：5月7日～15日

○ 対象企業数：50社

（機械金属等製造業：38社、
食品等製造業：9社ほか）

5月15日現在

米国関税措置の影響	回答数	比率
既に影響が出ている	3	6%
今後影響が出る	14	28%
影響はない	23	46%
不明、確認中	10	20%
合計	50	100%

○ 主な企業の声

(直接輸出している企業)

- ・ 主要取引先からの見積依頼数が減少している。(機械製造業)
- ・ 商社から、出荷を保留にしてほしいとの連絡があった。(食品・飲料製造業)

(輸出企業に部品などを供給している協力企業)

- ・ 受注減少の話が来ている。(自動車部品製造業)
- ・ 今後、受注が減少することを懸念している。(自動車部品製造業)

(3) 農林水産業者への影響

- ・ 県の機関や農政局などの相談窓口には相談はない。輸出実績のある事業者に米、花き苗、畜産物の輸出状況について聞き取りを実施、
 - ① 売り上げのうち米国向けの額が小さいこと
 - ② 価格転嫁ができていない又はする見込みであること
 - ③ 取引を行っている商社が他の国・地域への販路を持っていることなどの理由から直ちに大きな影響は出ていないとの回答

3. 県の対応

(1) 特別相談窓口の設置 (4月4日)

- ・ 県内 35 機関、40 箇所に相談窓口を設置し、米国関税措置による経営への影響、資金繰りの悪化等の経営相談へ対応

【窓口設置機関】 各商工会議所、各商工会、島根県商工会連合会（本所及び石見事務所）、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団（本所及び石見事務所）、島根県信用保証協会（本所及び各支店）、島根県（中小企業課及び西部県民センター石見地域振興部）

- ・ 相談状況 2 件（5月15日現在）

(2) 制度融資による資金繰り支援

- ・ 3月14日に取扱を開始した協調支援型経営課題対応特別資金（先行き不透明な中で、さまざまな経営課題に対応する低利・低信用保証料率の資金）等により、金融支援を実施

	協調支援型経営課題対応特別資金(運転、設備 借換可)
融資枠	200億円
融資条件	限度額 2 億8,000万円 期間10年以内 (据置運転1年以内 運転設備・設備3年以内)
	融資利率 1.4% 信用保証料率 0.23%～1.43%(R7年度) (責任共有のみ)

(3) アドバイザー派遣事業による支援

- ・ 既存のアドバイザー派遣事業により、県内事業者にはアドバイザーを派遣し、県内事業者の個別課題の整理、販路開拓や経営改善に向けた取組を支援

① ものづくりアドバイザー派遣事業（伴走支援）

- ・ 自動車関連産業を中心とした大手メーカーの生産調整の影響を受ける製造業事業者、新分野の調査等の取組について伴走支援を実施

② 事業継続力強化アドバイザー派遣事業

- ・ 食品製造業や卸・小売業等、幅広い業種を対象として、新たな取組等を支援

4. 今後の対応

- ・ 今後、県内産業への影響が顕在化することが懸念される中で、引き続き、情報収集に努めるとともに、支援機関などとの連携の強化と国への重点要望を実施

(1) 米国関税措置対策会議の開催

- ・ 今後想定される県内産業への影響や対応について、国、支援機関、業界団体等と対策会議を開催し、情報収集や情報共有など連携を強化

- | | |
|--------|---|
| ① 開催日 | 5月26日(月) 14:00～15:30 |
| ② 場 所 | 松江エクセルホテル東急(松江市朝日町) |
| ③ 目 的 | 県内への影響やその対応について支援機関等と情報共有し、支援体制を強化 |
| ④ 参加機関 | 経済団体 島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、
島根県中小企業団体中央会、島根県経営者協会
産業団体 島根県鐵工会、島根県酒造組合、JAしまね、JFしまね
金融機関 山陰合同銀行、島根銀行、しまね信用金庫、島根中央信用金庫、
日本海信用金庫、島根益田信用組合、島根県信用保証協会
支援機関 ジェトロ島根、しまね産業振興財団
国機関 中国経済産業局、中国財務局、島根労働局、中国四国農政局
県 知事、商工労働部、農林水産部 |

(2) 国への重点要望

- ・ 国に対して、今回の重点要望において、以下の項目について要請
 - 国内産業や経済への影響を最小限にするよう、米国に対し、見直しを求めること
 - 日本経済への影響を分析し、状況等をわかりやすく正確に国民に伝えること。その分析を踏まえた対策を早急に躊躇なく検討・実施すること
 - 輸出関連の大企業が、部品等の納入企業に対して値下げを要請したり適切な価格転嫁を拒んだりすることがないように、監視を強化・徹底すること

【参考】国の対応

- ・ 自動車等への追加関税措置の見直しを求め、米国と交渉を進めるとともに、影響を受ける事業者に対する支援を実施
 - ① 特別相談窓口の設置
 - ・ 各地方経済産業局や農政局、政府系金融機関、商工団体等と連携した相談窓口を設置
 - ② 資金繰り等の支援
 - ・ 日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット資金の要件緩和などによる資金調達等の支援
 - ③ 新たな取組などへの支援
 - ・ ものづくり補助金や中小企業新事業進出補助金について、関税措置の影響を受けた事業者への優先採択を行って、新商品・新サービスの開発や新市場等への新規参入を支援
 - ・ 農林水産物・食品の輸出について、代替販路となる輸出先に対応した生産体系等への転換や国際的認証の取得を支援